額の損金算入額	50	△	△		
額の損金算入額	51	△	△		
額の損金算入額	52	△	△		
額の損金算入額	53	△	△		
損金算入額	54	△	△		
る事業税の損金算入額	55	△	△		
別欠損金額	56			外※	

を

残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係
個別所得金額又は個
農業経営基盤強化準備金積立額の損金（別表十二（十三）「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金（別表十二（十三）「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十）「15」、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）
残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損
個別所得金額又は個別欠損

算入額	50	△	△		
算入額	51	△	△		
又は再投資「12」）	52	△	△		
金算入額	53	△	△		

に改め、同表の記載要領第七号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「特別法人